

林業技士登録更新

～ 令和6年度末に登録更新される皆さまへ ～



一般社団法人 日本森林技術協会
森林系技術者養成事務局

林業技士登録更新の手引き

◎林業技士は5年ごとに登録の更新が必要な資格です。

「森林・林業の再生」「林業の成長産業化」が叫ばれる中で、森林・林業技術者の養成確保が重要な課題となっています。林業技士の皆さまのたゆみないご活躍が求められています。

森林・林業・木材産業の分野で、資格をお持ちの皆さまお一人お一人が社会から信頼されてご活躍いただける林業技士制度であり続けるために、5年ごとに登録更新する仕組みにしています。

◎資格の継続には、令和7年2月14日までに更新手続きを済ませていただく必要があります。

令和6年度末までに更新の手続きが必要な方に、このお知らせを差し上げております。

現在お持ちの資格登録の有効期間内(つまり、令和7年2月)に更新手続きをお願いいたします。

◎前5年間の継続的な学習の取り組みを添えて、申請していただきます。

皆さまが、林業技士として必要な知識や技術を維持し、それらを活かして引き続き社会に貢献していくことを明らかにするため、更新前5年間の継続的な学習の取り組みを自己申告していただきます。

更新には「5年間の継続学習：30ポイント以上」が必要ですが、林業技士の皆さまの多くが林業の現場で日々活躍されており、大都市や県庁所在地で行われる研修や講習に参加される機会になかなか恵まれないことから、通信教材(別表2参照)による自己学習も重視しています。

例えば、「森林技術」誌と「現代林業」誌又は「林業技士会ニュース」誌の2誌を5年間定期購読/学習することで、必要な「30ポイント」が獲得できる仕組みです。

皆さまには、従前から、手帳のメモ書きなどを利用して学習の記録を残されていると思いますが、「継続学習の内容」として整理して更新申請をされるよう、お願いいたします。

なお、JAFEE等が行っているCPD講習等の受講時間を「継続的な学習の取り組み」として登録更新を行うことも可能です。

◎登録申請から、登録、登録証の交付までの流れをご説明します。

①更新申請関係書類の送付 令和6年12月頃送付予定

②必要書類(注)の準備

(注)更新申請に必要な書類は、次の4つです。

○林業技士登録更新申請書

*①に在中。協会HPからも取得できます。

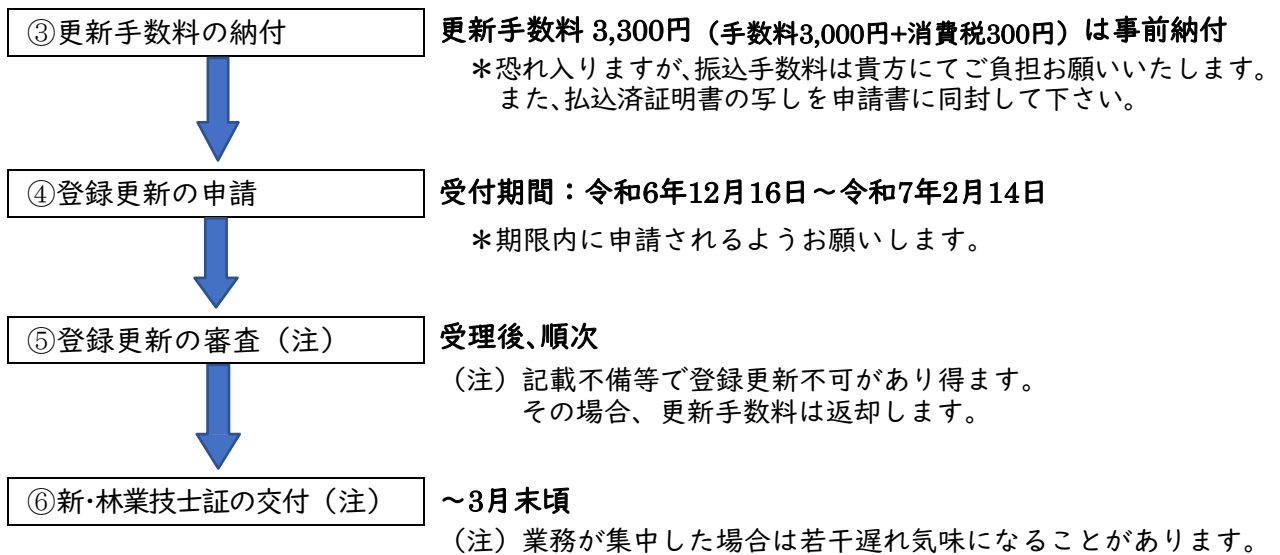
○住民票又は運転免許証の写し(いずれか1通)

*本籍の記載がなく、発行より3ヶ月以内で本人記載のあるもの

○証明用写真(カラー×2枚)

*1枚は申請書に貼付、もう1枚は携帯用登録証に使用しますので同封下さい。

○更新手数料の「払込済証明書」の写し



◎更新手数料の事前の納付をお願いいたします。

事務効率化もあり、更新手数料の事前の納付をお願いしています。
更新手数料及び納付先は以下のとおりです。

- ・更新手数料：3,300円（手数料3,000円+消費税300円）
- ・取扱銀行：三菱UFJ銀行 麹町中央支店 口座：(普)0023886
- ・ゆうちょ銀行：口座：00130-8-60448
- ・口座名義：一般社団法人 日本森林技術協会
- ・登録番号：T2010005017342

◎新しい「林業技士証」受領後は、大切に保管して下さい。

「林業技士証」と「携帯登録証」を交付しますので、丁寧に取り扱い下さい。
また、登録申請書の「①氏名」「③現住所」及び「⑦欠格条項確認」に変更が生じたときには、速やかに「登録事項変更届」（様式7 協会HPにあります）を提出して下さい。
「林業技士証」の汚損、破損、紛失又は登録事項の変更により、「林業技士証」の再交付を希望されるときは、「再交付申請書」（様式8 上に同じ）を提出して下さい。

- ・再交付手数料：2,200円（手数料2,000円+消費税200円）

◎希望される場合、条件を満たしていれば「再登録」ができます。

登録更新の期限を過ぎても登録更新が行われていない場合、登録が失効し、林業技士としての活動はできません。

期限後に再登録を希望される場合は、「再登録申請書」（様式9 上に同じ）で申請していただきます。申請いただいた時期にもよりますが、申請処理後、発行まで2か月程かかることがあります。（自己学習の実績要件や手数料は通常の更新申請と同様です。）

◎私たち日林協は、個人情報適正かつ安全に取扱います。

日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、情報セキュリティの確保はもとより、個人情報の適正かつ安全な取扱いに積極的に取り組んでいます。

記入例

(様式5) 林業技士登録更新申請書(表)

(注) 右枠内は事務局記入欄です。記入しないで下さい。

登録部門	
登録番号	
初回登録年月日	
最終更新登録〳	
登録有効期限	
管理番号	

※この太枠内に写真(縦4cm×横3cmのもの)を貼って下さい。なお、申請には別に1枚(裏面に氏名を記入)を同封して下さい。

☆の項目は登録いただいているデータです。

(ふりがな)	モリノ イチロウ	→ ①②の内容が異なる場合のみ、右に記入。	
①氏名 ☆	森野 一郎		
②生年月日 ☆	昭和 34年 4月 13日		□昭和/□平成 年 月 日
③住所 ☆ → ③が異なるか、間違いの場合、右に記入。	〒 102-0085 (電話番号) 03-3261-1234		
	東京都千代田区六番町3-11 グリーンマンション502		
	〒 - (電話番号) - -		
④勤務先等 ☆ → ④が異なるか、間違いの場合、右に記入。	□あり □なし(自営等)		↓ ありの場合は以下を記入して下さい。
	名称	(株) 森山興業	
	所在地	〒 112-0004 (電話番号) 03-6789-0123 東京都文京区後楽1丁目2-3 森山ビル5階	
	□あり □なし(自営等)		↓ ありの場合は以下を記入して下さい。
	名称		
	所在地	〒 - (電話番号) - -	
⑤登録更新を申請する部門 ☆ (左欄に現在の登録内容を記載)	森林土木 1234号	→ 登録証と異なる箇所に☑を入れ、右に登録証の内容を記入。	部門 号
	林業経営 6789号		部門 号
			部門 号
			部門 号
⑥登録更新要件	裏面の「⑥登録更新要件」表に記入して下さい。(「30ポイント以上/5年」を確認して下さい。)		
⑦欠格条項確認	裏面の「⑦欠格条項確認」の右欄に☑チェックを記入して下さい。		
※連絡確認欄	平日連絡用電話番号		← 任意記入。申請書記載内容の確認等のみ使用。
	E-Mailアドレス	@	
※書類確認欄	↓ 更新申請に添付が必要な書類をもう一度☑チェックして確認して下さい。		
	□住民票又は運転免許証の写し(③と同じであることを確認して下さい。) □手数料払込済み証明書(写し) □写真1枚(上に貼り付けたものと同じもの(裏面に氏名を記入)を申請書と同封して下さい。)		
自署欄 (手書きでお願いします。押印は不要です。)	林業技士の登録(更新)を申請します。 令和7年1月6日 (一社)日本森林技術協会 理事長 殿		
	氏名 森野 一郎		

記入例

(様式5) 林業技士登録更新申請書(裏)

申請日に関わりなく、対象期間は「R7年3月」までの「5年間」です

⑥「登録更新要件」表

対象期間	H(R) 2年 4月 ~ R 7年 3月	← 前回登録以後の期間を記載します。			
取得が必要なポイント数	30点	← 上の期間を切り上げた年数(通常は5年)×6点(同30点)です。			
取得した総ポイント数	77点	← 期間内に取得した点数計(下の※欄)を記入して下さい。			
継続学習の内容(実績)	区 分	発行元	単位(a)	年数(b)	獲得ポイント(a×b)
自己学習 該当するその他の 通信教材は適宜書 き足して下さい。 →	「森林科学」誌	日本森林学会	3		
	「森林技術」誌	日本森林技術協会	3	5	15
	「フォレストコンサル」誌	森林部門技術士会	3	2	6
	「現代林業」誌	全国林業改良普及協会	3	5	15
	「林業新知識」誌	同上	3	3	9
	「林業技士会ニュース」誌	日本林業技士会	3	2	6
	「コンサルタツ北海道」誌	日本技術士会北海道支部	3		
	小 計				51
	研修会の名称等の具体的な内容	単位(a)	回数(b)	獲得ポイント(a×b)	
研修会等への参加 記載例を参考に記 入して下さい。	〇〇地方森林学会大会に参加した	1	4	4	
	林道作設技術検討会に参加した	1	2	2	
	小 計	1		6	
論文等の発表 記載例を参考に記 入して下さい。	「〇〇災害の復旧計画作成について」 (林道研究会R2年2月)			3	
	小 計			3	
職場内研修 記載例を参考に記 入して下さい。	(株)森山興業安全研修会(参加)	1又は3	2	2	
	(株)森山興業安全研修会(講師)	1又は3	2	9	
	小 計			11	
技術指導 記載例を参考に記 入して下さい。	〇〇森林管理署の現地技術指導	3	2	6	
	小 計	3		6	
	合 計 (※ 「30ポイント/5年」以上が必要です。)			77	

(注) 以上のほか、「JAFEE等の100CPD時間以上」でも登録更新が可能です。内訳を別に添付して申請下さい。

⑦「欠格条項確認」表

各項に該当しない場合は☑チェックを記入して下さい。↓

ア	成年後見人又は被保佐人の登記がされている者	☑左の各項に該当することはありません。
イ	禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者	
ウ	公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者	

(別紙) 継続学習の仕組みについて

「継続学習」については、配点基準が(別表1)、そのうちの「自己学習」の対象となる「通信教材」の例が(別表2)の「『自己学習』に関する通信教材」です。
これを分かりやすく「登録更新申請書」とのその「記載例」に組み込んでしめしています。

(別表1) 「継続学習」の配点基準

「継続学習」の区分	内容	配点基準	
		単位	配点
自己学習	JAFEEに認定された通信教材等(注)の定期購読による自己学習 (注)「等」は同等のものを含む意。	1件 (年間)	3点
研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、国・地方自公共団体、技術士会、民間団体(以下)林業関係団体等」という。)が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
論文等の発表	①林業関係団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 ②林業関係団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
職場内研修	①職場内で開催される研究会等への参加	1件	1点
	②職場内で開催される研究会等の講師、指導者	1件	3点
技術指導	①林業関係団体等が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等としての参加 ②林業関係団体等の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点

(別表2) 「自己学習」に関する通信教材(下の2つ以外は既にJAFEEに認定された通信教材です)

教材の名称	刊行団体	刊行	単位	配点
「森林科学」誌	(一社) 日本森林学会	3/年	1件	3点
「森林技術」誌	(一社) 日本森林技術協会	12/年	1件	3点
「フォレストコンサル」誌	森林部門技術士会	4/年	1件	3点
「現代林業」誌	(一社) 全国林業改良普及協会	12/年	1件	3点
「林業新知識」誌	(一社) 全国林業改良普及協会	12/年	1件	3点
「林業技士会」ニュース誌	(一社) 日本林業技士会	4/年	1件	3点
「コンサルタンツ北海道」誌	(公社) 日本技術士会北海道本部	3/年	1件	3点
準ずる地方学会誌	(一社) 日本森林学会と連携している地方学会		各1件	2点
準ずる研究会誌(紙)	都道府県林務部局又はその林業試験研究組織		各1件	2点

お問い合わせ、各種の申請窓口

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地

一般社団法人 日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局

電話：03-3261-6692 FAX：03-3261-5393

E-mail：jfe@jafta.or.jp 担当：山本